

令和8年1月16日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 外山

室長補佐 両角

企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7655、7628)

(直通電話) 03(3595)3147

令和7（2025）年賃金構造基本統計調査速報

賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

本速報では、一般労働者の賃金について、年齢階級×学歴（※1）×企業規模別、年齢階級×産業（※2）別、産業（※2）×学歴（※1）別、学歴（※1）×勤続年数階級別について集計しており、本公表資料に掲載していない統計表についてはe-Statを参照されたい。

なお、本速報の数値は、一次集計結果であり、今後公表する概況等（二次集計結果）とは数値が異なることがある。

※1：学歴は高校と大学のみである。

※2：産業は「鉱業、採石業、砂利採取業」を除く。

【調査結果のポイント】※「一般労働者」及び「賃金」については、6ページの主な用語の定義を参照されたい。

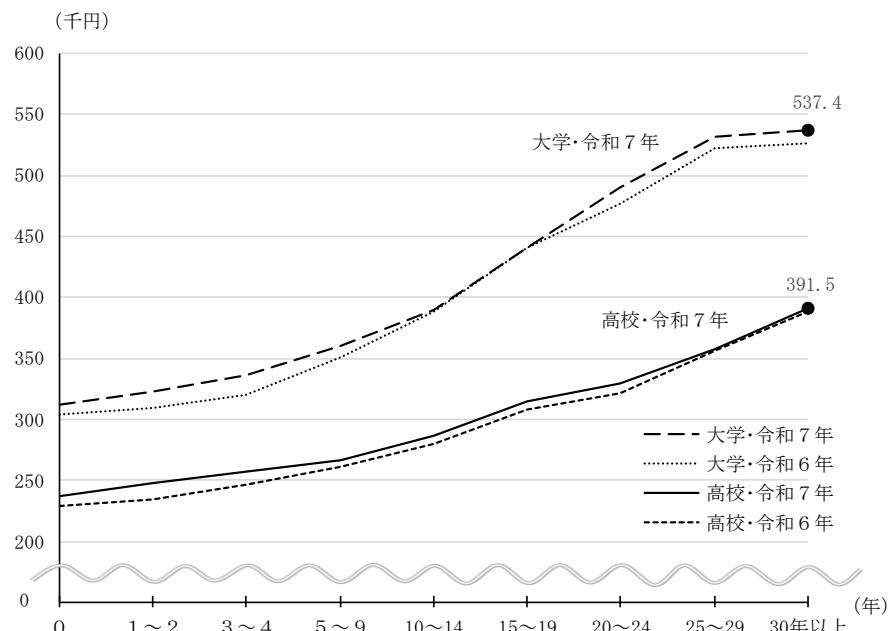
- 一般労働者の賃金について学歴別にみると、高校 297.2 千円、大学 396.3 千円となっている。前年と比較すると、全ての勤続年数階級で前年を上回っている。

【3ページ・第2表、1ページ・第1図】

令和7（2025）年賃金構造基本統計調査の結果（速報）は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

アドレス (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html)

第1図 一般労働者の学歴、勤続年数階級別賃金及び対前年増減率



勤続年数階級 (年)		勤続年数計	0	1~2	3~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30年以上
対前年注 増減率(%)	大学	2.7	2.6	4.4	4.8	2.7	0.3	0.2	2.7	2.0	2.2
	高校	2.9	3.2	5.5	4.6	2.4	2.2	2.0	2.7	0.3	1.0

注：対前年増減率は、令和6年に対する令和7年の増減率。

統計表

第1表 一般労働者の賃金の推移及び対前年増減率（昭和51年～）

年 ¹⁾²⁾	賃 金 (千円)	対前年増減率 ³⁾ (%)
昭和 51 (1976) 年	131.8	...
52 (1977)	144.5	9.6
53 (1978)	153.9	6.5
54 (1979)	162.4	5.5
55 (1980)	173.1	6.6
56 (1981)	184.1	6.4
57 (1982)	193.3	5.0
58 (1983)	199.4	3.2
59 (1984)	206.5	3.6
60 (1985)	213.8	3.5
61 (1986)	220.6	3.2
62 (1987)	226.2	2.5
63 (1988)	231.9	2.5
平成 元 (1989) 年	241.8	4.3
2 (1990)	254.7	5.3
3 (1991)	266.3	4.6
4 (1992)	275.2	3.3
5 (1993)	281.1	2.1
6 (1994)	288.4	2.6
7 (1995)	291.3	1.0
8 (1996)	295.6	1.5
9 (1997)	298.9	1.1
10 (1998)	299.1	0.1
11 (1999)	300.6	0.5
12 (2000)	302.2	0.5
13 (2001)	305.8	1.2
14 (2002)	302.6	-1.0
15 (2003)	302.1	-0.2
16 (2004)	301.6	-0.2
17 (2005)	302.0	0.1
18 (2006)	301.8	-0.1
19 (2007)	301.1	-0.2
20 (2008)	299.1	-0.7
21 (2009)	294.5	-1.5
22 (2010)	296.2	0.6
23 (2011)	296.8	0.2
24 (2012)	297.7	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7
26 (2014)	299.6	1.3
27 (2015)	304.0	1.5
28 (2016)	304.0	0.0
29 (2017)	304.3	0.1
30 (2018)	306.2	0.6
令和 元 (2019) 年	307.7	0.5
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	306.0	...
2 ³⁾ (2020)	307.7	0.6
3 (2021)	307.4	-0.1
4 (2022)	311.8	1.4
5 (2023)	318.3	2.1
6 (2024)	330.4	3.8
7 (2025) 速報	340.6	3.1

注： 1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に関する集計は、昭和51年以降行っている。

2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。

3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。

「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

第2表 一般労働者の学歴、勤続年数階級別賃金及び対前年増減率

	学歴計			高校			大学		
	令和7年 (千円)	令和6年 (千円)	対前年 増減率 (%)	令和7年 (千円)	令和6年 (千円)	対前年 増減率 (%)	令和7年 (千円)	令和6年 (千円)	対前年 増減率 (%)
勤続年数計	340.6	330.4	3.1	297.2	288.9	2.9	396.3	385.8	2.7
0年	274.5	266.5	3.0	236.4	229.0	3.2	311.7	303.9	2.6
1~2年	285.3	271.8	5.0	247.5	234.6	5.5	322.5	308.8	4.4
3~4年	297.0	283.1	4.9	257.0	245.7	4.6	335.9	320.4	4.8
5~9年	312.5	303.7	2.9	266.6	260.4	2.4	360.5	351.0	2.7
10~14年	333.6	327.2	2.0	286.4	280.2	2.2	389.3	388.3	0.3
15~19年	370.8	367.9	0.8	314.2	308.0	2.0	441.0	440.1	0.2
20~24年	400.4	393.0	1.9	329.7	321.0	2.7	489.6	476.9	2.7
25~29年	433.6	428.7	1.1	357.2	356.3	0.3	532.1	521.9	2.0
30年以上	444.2	433.9	2.4	391.5	387.7	1.0	537.4	525.9	2.2

注：学歴計には「中学」、「専門学校」、「高専・短大」、「大学院」及び「不明」を含む。

第3表 一般労働者の学歴、年齢階級別賃金及び対前年増減率

	学歴計			高校			大学		
	令和7年 (千円)	令和6年 (千円)	対前年 増減率 (%)	令和7年 (千円)	令和6年 (千円)	対前年 増減率 (%)	令和7年 (千円)	令和6年 (千円)	対前年 増減率 (%)
年齢計	340.6	330.4	3.1	297.2	288.9	2.9	396.3	385.8	2.7
~19歳	208.3	199.3	4.5	209.4	199.8	4.8	-	-	-
20~24	242.8	232.5	4.4	225.2	217.3	3.6	263.9	250.8	5.2
25~29	279.4	267.2	4.6	251.7	243.0	3.6	296.4	283.9	4.4
30~34	312.3	299.5	4.3	276.2	265.4	4.1	340.3	325.2	4.6
35~39	340.6	328.7	3.6	296.6	282.9	4.8	382.2	373.2	2.4
40~44	364.3	351.4	3.7	309.0	301.1	2.6	425.3	406.2	4.7
45~49	377.9	372.7	1.4	322.2	316.7	1.7	458.4	459.2	-0.2
50~54	388.8	380.4	2.2	335.1	327.6	2.3	494.9	491.7	0.7
55~59	396.2	392.0	1.1	332.1	331.3	0.2	529.1	527.2	0.4
60~64	329.3	317.7	3.7	286.7	273.3	4.9	420.2	404.9	3.8
65~69	285.3	275.5	3.6	250.9	242.4	3.5	367.5	349.5	5.2
70~	261.4	254.1	2.9	237.1	226.9	4.5	351.7	369.0	-4.7

注：学歴計には「中学」、「専門学校」、「高専・短大」、「大学院」及び「不明」を含む。

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょ部を除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9 人の事業所については企業規模が 5～9 人の事業所に限る。）及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した 79,321 事業所を客体とした（本速報時点において、有効回答を得た 59,836 事業所から、10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（52,242 事業所）について集計した。）。

3 調査事項

事業所の属性及び雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数、労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、令和 6（2024）年 1 月から令和 6 年 12 月までの 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

4 調査の時期

令和 7（2025）年 6 月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については原則として令和 6（2024）年 1 月から令和 6 年 12 月までの 1 年間）について、令和 7 年 7 月に調査を行った。

5 調査の方法

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）にあっては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所（以下「一括調査企業以外の事業所」という。）にあっては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、（ア）記入済みの調査票を郵送する方式、（イ）インターネットを利用したオンライン報告方式、（ウ）調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のとおり回収した。

(1) 一括調査企業

（ア）及び（ウ）については民間事業者が、（イ）については厚生労働省が回収した。

(2) 一括調査企業以外の事業所

（ア）及び（ウ）については都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。

ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。（イ）については厚生労働省が回収した。

6 集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。

7 調査系統

(1) 一括調査企業

(ア) 調査票の配布

厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者

(イ) 調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 — 報告者

(2) 一括調査企業以外の事業所

(ア) 調査票の配布

厚生労働省 — 報告者

(イ) 調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 — 都道府県労働局 — (労働基準監督署) — (調査員・職員) — 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 — 報告者

利用上の注意

- 1 本速報に用いている「賃金」は、令和7（2025）年6月分として支払われた所定内給与額の平均をいう。
- 2 勤続年数階級別の図の線上の●印は賃金のピークを示す。
- 3 統計表に用いている符号等
「…」は、計数を表章することが不適当な場合を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- 4 本速報では、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所について、次の要件を満たす常用労働者のうち一般労働者を集計している。
 - (1) 調査対象期日の令和7（2025）年6月30日（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日）現在において、年齢が満15歳以上のもの。
 - (2) 令和7（2025）年6月分の給与の算定期間（例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの所定内実労働時間数が5時間以上のもの。
 - (3) 令和7（2025）年6月分の所定内給与額が50.0千円以上のもの。
- 5 本速報の数値は、調査票の最終審査に用いるために集計した統計表によるもので、審査未了の調査票を含む集計結果である。今後、調査票の審査が全て完了したもので再集計を行い公表する概況とは数値が異なることがある。

主な用語の定義

「常用労働者」

次のいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「賃金」

本速報に用いている「賃金」は、調査実施年6月分の所定内給与額の平均をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「年齢」

調査対象期日現在の満年齢をいう。

「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいう。